(居宅介護支援) 重要事項説明書 契約書 個人情報使用同意書

居宅介護支援事業所まほろば 令和7年 7月1日

居宅介護支援 重要事項説明書

R7年 7月 1日現在

1 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)

氏名

2 事業者(法人)の概要

事業者(法人)名	合同会社 幸凜
所在地	青森県三戸郡階上町蒼前西六丁目9番地1275
代表者名	松山 亜由美
実 施 事 業	居宅介護支援

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	居宅介護支援事業所 まほろば	
所在地	〒031-0081 八戸市柏崎四丁目7番地29号	
	TOYビル 3号室	
連絡先	電話番号 0178-20-0331	
事業所番号	0270304314	
管理者名	柏崎 尚子	

(2)営業日及び営業時間

営業日	月曜日~金曜日
	9時00分~18時00分

(3)職員体制

従業者の職種	人数	常勤·非常勤	備考
管理者(主任介護支援専門員)	1人	常勤1人	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	1人以上	常勤1人以上	管理者と兼務1名
事務職員	0人	0人	0人

(4)サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	八戸市・南部町・階上町・おいらせ町・五戸町
---------------	-----------------------

[※]上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	※運営規定の要約を記載します。
運営の方針	※運営規定の要約を記載します。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、 心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス 計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じ て介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境 などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス 事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成し ます。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容 等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者 の心身の状態やケアプランの利用状況等について確 認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理 票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出しま す。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う 区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用 者が希望する場合、要介護認定の申請を代行しま す。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用 者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者 に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2)テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

03 / C 9 0	
同意欄	説明
	利用者の状態が安定してることを前提として実施します。
	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されま す。
	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3)居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	 救急車への同乗 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 家事の代行業務 直接の身体介護 金銭管理
-----------------	--

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。**ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(Ⅱi)(地域区分 1単位:10円)

物 松 1 3 4	料金(単位数)		
取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3~5	
居宅介護支援(i) ※介護支援専門員1人あたりの 利用者45件未満	14, 090円/月 (1, 409単位)	17, 340円/月 (1, 734単位)	
居宅介護支援(ii) ※介護支援専門員1人あたりの 利用者45件以上60件未満	8,670円/月 (867単位)	10, 270円/月 (1027単位)	
居宅介護支援(iii) ※介護支援専門員1人あたりの 利用者60件以上	6, 490円/月 (649単位)	7, 450円/月 (745単位)	

- ※居宅介護支援費には特定事業所加算皿の料金(3,230円)が含まれています。
- ※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、居宅介護支援費は50%の金額となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の 減算)に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。
- %45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費 I ii 又は I iii を算定します。

(2) 加算

加算名称		料金(単位数)
初回加算		300円/月
初回加昇		(300単位)
7 哈吐桂耙*亩惟加答(T)		250円/月
入院時情報連携加算(I)		(250単位)
2 // 中性担告性加管 / Ⅱ)		200円/月
人院時情報連携加算(Ⅱ)		(200単位)
	連携	450円/回
退院•退所加算	1回	(450単位)
※カンファレンス参加無	連携	600円/回
	2回	(600単位)
	連携	600円/回
	1回	(600単位)
退院・退所加算	連携	750円/回
※カンファレンス参加有	2回	(750単位)

	連携 3回	900円/回 (900単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算		200円/回(200単位)
通院時情報連携加算		50円/回 (50単位)
特定事業所加算(皿)		3,230円/月 (323単位) ・主任ケアマネジャーを1名以上配置している。 ・常勤の介護支援専門員を2名以上配置している。 ・利用者様に関する情報、またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に実施している。 ・24時間体制での相談受付体制を確保している。 ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ・支援困難ケースの受け入れ体制を整備している。 ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい 者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への知識 に関する事例検討会や研修に参加している。 ・特定事業所集中減算を受けていない。
特別地域居宅介護支援加算		所定単位数の15%
中山間地域等における小規模 事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の5%

(3) 減算

減算名称	料金(単位数)
運営基準減算	所定単位数の50%で算定
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算
高齢者虐待防止措置未実施 減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(4) その他

交通費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解約料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当ケアマネジャー又は下記窓口までご連絡く ださい。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	柏崎 尚子
連絡先	0178-20-0331
(2)その他の相談窓口	
八戸市介護保険課	0178-43-9292
喜杰周国民健康保险团体油合会	(芋桔加理禾昌仝) 017-793-1336

8 秘密保持

事業者およびケアマネジャーは、居宅介護支援の提供に際し知り得た利用者やその家族等の個人情報および秘密について、正当な理由がない限り第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

個人情報の使用目的や内容については、「居宅介護支援契約における個人情報使用同意書」に記載された範囲内で取り扱い、利用者およびその家族等の同意を得た上で、必要最小限の範囲で使用します。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事
複数事業所の説明等 前6カ月間のケアプランにおける 訪問介護等の利用割合	業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定
	理由について事業者に求めることができます。
	事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける
	^{៸ る} │「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉 │
	用具貸与」の利用割合等は、別途資料のとおりです。

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 柏崎 尚子

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を 実施します。

14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	柏崎 尚子
--------------	-------

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

16 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

子スのおりと打ている。	
事業者(法人)名	合同会社幸凜
代表者名	松山 亜由美
事業所名	居宅介護支援事業所 まほろば
説明者氏名	柏崎 尚子

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者氏	5 名		
------	-----	--	--

	代理人	氏 名	
--	-----	-----	--

(別途資料) 前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等

事業所が前6ヶ月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は下記のとおりです。

(1) 集計期間

生計期問	佘和6年9月1日	から		まで
未引州旧	┲╫╙ ╀ ╝┛╵╽	ひつ	₽和/ 平 2月20日	4.0

(2) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合(%)
訪問介護	8.7%
通所介護	12.6%
地域密着通所介護	26.2%
福祉用具貸与	25.8%

(3) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス利用	提供事業所名、割合(%)					
訪問介護	ニチイ学館	8.7%	訪問介護ステーション五 福	7.1%	ケアライフ青森	7.1%
通所介護	デイサービスセンター ちょうじゃの森	12.6%	デイサービスセンター さざなみ	12.5%	デイサービスセンター 福寿草	12.5%
地域密着通所介護	無添加お弁当二重まる	27.2%	コンパスウォーク新 井田	16.6%	白山台やすらぎ館 デイサービスセンター	15.1%
福祉用具貸与	ケアサプライアルック	25.8%	株式会社サンメディクス	16.3%	くらし工房	14.9%

居宅介護支援 利用契約書

<u>様</u>(以下、「利用者」といいます)と<u>居宅介護支援事業所まほろば</u>(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して提供する居宅介護支援についての契約を次の条項に基づき締結します。

(契約の目的)

第1条 本契約は、利用者が尊厳を保ち、有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう、居宅サービス利用等に関する相談支援やサービス事業者等との連絡調整を適切に提供するために締結します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、<u>令和 年 月 日</u>から利用者の要介護認定が有効である期間の満了日までとします。ただし、契約満了日までに利用者が事業者に対して書面による契約解除の通知を行わない場合、本契約は自動的に更新されます。

(介護支援専門員)

第3条 事業者は、介護保険法に基づく介護支援専門員(ケアマネジャー)を、利用者の サービス担当者として任命します。担当者の選定又は交代を行った場合は、利用者にそ の担当者の名前を書面でお知らせします。また、ケアマネジャーは、利用者やその家族 等の意向を考慮しながら、公正中立にケアマネジメントを実施します。

(居宅介護支援の範囲)

第4条 本契約に基づくケアマネジャーが行う居宅介護支援の範囲は、重要事項説明書の「居宅介護支援の内容」に従い提供されます。

(サービス提供の記録)

- 第5条 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、利用者に関するサービスの実施記録 を閲覧することができます。
- 3 利用者は、利用者本人に関連するサービス実施記録の写しを受け取ることができます。

(料金)

第6条 要介護認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第7条 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(利用者からの契約解除)

第8条 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでも本契約を解約 することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関す る情報を利用者に提供します。

(事業所からの契約解除)

- **第9条** 事業者は、次の事由に該当した場合は、本契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- (1) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所 を閉鎖した場合
- (2) 事業者が介護保険法に基づく指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (3) 利用者又はその家族等が、事業者及びケアマネジャーに対して、暴力行為、ハラスメント、またはその他の不適切な行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず 改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合
- 2 前項に基づき契約を解除する場合、事業者は、原則として契約解除の効力が生じる日の30日前までに、利用者又はその家族等に対して書面により解除の事由並びに契約を終了させる旨を通知します。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

第10条 事業者およびケアマネジャーは、利用者やその家族等の個人情報および秘密を 適切に取り扱います。詳細については重要事項説明書の「個人情報の取扱い」に従い ます。

(賠償責任)

第11条 事業者は、居宅介護支援を提供する過程で、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償します。

(身分証携帯義務)

第12条 ケアマネジャーは、常に身分証を携行し、初回訪問時や利用者またはその家族 等からの要求があった場合には、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、居宅介護支援や居宅サービス計画に基づくサービスに関連する要望 や苦情に速やかに対応します。対応窓口は、重要事項説明書に記載されているとおりです。

(善管注意義務)

第14条 事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します

(本契約に定めのない事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関して訴訟が必要となる場合、利用者と事業者は、利用者の住所地を

管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所として事前に合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

______年 月 日____

事業者 事業者名: 居宅介護支援事業所まほろば

所 在 地: 八戸市柏崎4丁目7-29 TOYビル3号室

代表者名: 柏崎 尚子

利用者 住 所:

氏 名:

代理人 住 所:

氏 名:

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族等の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

------ 記 ------

1. 使用する目的

- (1) 事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定 居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要 な場合
- (2) 医療機関及びサービス事業者、保険者等との連絡調整に必要となる場合
- (3) 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- (4) その他事業所が実施する業務において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

- (1) 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際に は関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- 3. 情報共有に使用する通信手段

適切と認める通信手段(電話・FAX・テレビ電話・メール・チャットツール等)を用いて、 医療機関及びサービス事業者、保険者等との情報共有を図る。

4. 個人情報の内容(例示)

- (1) 氏名、住所、健康状態、家族状況その他一切の利用者や家族及び主介護者等に関する情報
- (2) 認定調査票(概況調査・基本調査・特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会に おける判定 結果の意見(認定結果通知書)
- (3) その他の情報
- 5. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

		R 年	月	日
利用者	氏 名:			
代筆者	氏 名:			
家族の代表	氏 名:	(利用者との続柄:)